

弁護団声明

(広島地裁による不当決定を受けて)

2021年(令和3年)11月4日

伊方原発運転差止広島裁判弁護団

1 広島地裁民事第4部(吉岡茂之裁判長, 中井沙代裁判官, 佐々木悠土裁判官)は, 本日, 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件において, 住民らの申立てを却下する決定(以下「本件決定」という。)を出した。

2 本件決定は, まず第一に原子力規制委員会が専門的知見を持って許可をしたのだから, 審査基準の合理性及びその適用に過誤欠落がないかを裁判所が事後的に判断することは無理であると述べた。これは, 原発について司法がその安全性を判断することを放棄したものであって到底容認できない。

第二に, 伊方原発訴訟最高裁判決は, 民事差止訴訟には適用ができず, 行政訴訟のみに適用があるとした。しかし, 裁判所の判断不能ということであれば, 行政訴訟についてもおよそ判断が不能となるはずなのに, それに限っては判断ができるというのも矛盾している。

第三に, 私たちは, 日本国内の地震の精密かつ網羅的な観測記録(K-NET)と比較すると, 伊方原発の基準地震動650ガルというのはあまりに低すぎると主張した。それに対して, 本件決定は, それぞれの地震についての震源特性, 伝播特性, 増幅特性を詳細に調べて補正し, 比較しなければならないとした。しかし, そのようなことはおよそ住民側にとって不可能なことであり, 不可能事を住民側に押し付けるものである。しかも, 四電側でさえそのような精査は一切放棄している。

また, ハウスメーカーのハウスのほうがずっと耐震性が強いこと(例えば三井ホームは5000ガル以上)及び建築基準法においても1500ガル程度までが基準地震動になっていることについても, 震源特性, 伝播特性, 増幅特性の精密な分析, 補正がないことを理由に, 我々の主張をしりぞけた。

我々は, この裁判において, 常識に基づいた分かりやすい問題提起をし, 判断を求めたにもかかわらず, 裁判所は, 徒に複雑な科学技術論争を持ち込み, 一知半解な理由で我々の主張を退けた。誠に不当な決定である。

我々は, このような違法不当な決定を認めることができない。直ちに広島高裁に即時抗告をする。

以上